

神奈川県立横須賀明光高等学校 P T A 規約

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称及び事務所)本校は神奈川県立横須賀明光高等学校 P T A と称し、事務所を学校内におく。

第 2 条 (目的)本会は、学校における教育目的の達成に協力し、生徒の心身の健全な発達と福祉の増進を助け、あわせて会員相互の親睦・融和と教養の向上をはかることを目的とする。

第 3 条 (方針)本会は教育の振興を本旨とする民主的団体として、前条の目的達成のために、次の方針に従って活動する。 |

1. 本会は自主独立、他のいかなる団体及び機関の支配や干渉を受けない。
2. 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の社会的団体や機関と協力する。
3. 本会は、営利的・宗教的・政党的活動には、いかなる関係ももたない。
4. 学校の人事及び管理運営等には関与しない。

第 2 章 会員及び役員

第 4 条 (会 員)本校の会員は、本校生徒の保護者、またはこれに代わるもの、及び本校教職員とする。

第 5 条 (役 員)本会には次の役員をおく。

1. 会 長 1 名(保護者)
2. 副会長 3 名(保護者 2、教 頭 又は 副校長)
3. 書 記 2 名(保護者 1、教職員 1)
4. 会 計 2 名(保護者 1、教職員 1)

なお、役員に欠員が生じた場合は、後任が決まるまで現役員の中で代行を執行する。

第 6 条 (役員の仕事)役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。総会、役員会、運営委員会を招集し、常任委員会、特別委員会の委員を委嘱する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が職務遂行ができないときは、その職務を代行する。
3. 書記は本会各会議の議事を記録し、保管し、庶務を処理する。
4. 会計は本会の会計事務を処理し、総会において決算報告を行う。

第 7 条 (役員を選出)

1. 役員を選出は、指名委員会の推薦により紙面総会において行う。
2. 指名委員会は、運営委員会・各学年の保護者及び教職員から選出された若干名の委員をもって構成する。

第 8 条 (役員の仕事)役員の仕事は 1 年とする。ただし、再選を妨げない。補充された役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第 9 条 (役員会)役員会は、役員及び校長をもつて構成し、運営委員会の内部機関として、会務処理の必要に応じて開くことができる。

第 3 章 会計監査

第 10 条 (会計監査委員)本会には会計監査委員 4 名以上(保護者 3 以上、教職員 1)をおく。会計監査委員は当該年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第 11 条 (会計監査委員の選出任期)会計監査委員の選出及び任期は役員と同様とする。

第4章 総会

第12条 (総会)総会は本会の最高決議機関であり、定期総会・臨時総会・紙面総会とする。

第13条 (定期総会)定期総会は年度の始めに開催し、次の事項を審議する。

1. 旧年度事業及び決算報告
2. 新年度の役員・会計監査委員・正副委員長の委嘱
3. 新年度の事業計画及び予算
4. その他、本会運営の基本にかかわる事項

第14条 (臨時総会)運営委員の3分の1以上または全会員の5分の1以上の要求があった場合、会長は臨時総会を開くことができる。

第15条 (紙面総会)次年度の役員選出、会則の制定及び改正、運営の必要事項。

第16条 (総会の成立と議決)

1. 総会の定足数は全会員の2分の1とし、委任状をもって出席にかえることができる。
2. 総会における議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第5章 運営委員会

第17条 (運営委員会)運営委員会は、本会の最高執行機関であって、役員、常任委員会の正副委員長及び校長をもって構成し、会長が招集する。

第18条 (運営委員会め任務)運営委員会の任務は次の通りとする。

1. 総会に関する事項を処理する。
2. 各委員会の立案計画を審議する。
3. 必要のある場合には新たに常任委員会及び特別委員会を設ける。
4. その他、全会員により委任された事項を処理する。
5. 役員、会計監査委員に欠員が生じた場合は、第7条の1に定める規定にかかわらず後任を指名し補充する。但し、会長の場合は総会の承認を得る。

第6章 常任委員会・特別委員会

第19条 (常任委員会・特別委員会)

1. 本会には、常任委員会として次の各委員会をおく。
(1)広報委員会 (2)成人教育委員会 (3)環境整備委員会
2. 運営委員会の承認を得て、前項の他に新たに常任委員会を設けることができる。
3. 本会には、特別の目的を執行するために、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

第7章 会計

第20条 (経費)本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

1. この会の会費は、総会において決定し世帯数とする。
2. 会員であって、運営委員の承認があった場合は、会費が免除される。

第21条 (会計年度)本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 補則

第22条 (規則の改正)本会の規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意により改正することができる。

第23条 (細則)本会の運営にあつて、必要あるときは運営委員会の承認を得て別に細則を定めることができる。

規約施行細則

第1条 (指名委員会)

1. 指名委員会は、各委員会代表と教職員によって構成し、正副委員長(各1名)を互選する。(但し少人数の場合、運営委員経験者を含む)
2. 指名委員会は、指名委員会が挙げた各役員及び会計監査委員の候補者と、会員より推薦された候補者に対して、被指名者の同意を得て指名する。
3. 指名委員の任期は、役員及び会計監査委員の選出後、総会の承認をもって終了する。

第2条 (常任委員会)

1. 各常任委員会の任務は次の通りとする。
 - (1) 広報委員会は、会員相互の連携を密にし、本会事業の周知徹底を図る。
 - (2) 成人教育委員会は、会員の教養の向上と、会員相互の親睦を図る。
 - (3) 環境整備委員会は、学校内外の教育的環境の整備改善を図り、会員及び生徒の福利に寄与する。
2. 各常任委員会の構成は各クラス若干名とし、委員は会員が選出し、委員長、副委員長は各委員会で互選し、会長がこれを委嘱する。

第3条 本会が高P連横三地区役員校になった年度には、役員を若干名増員し、役員校としての任務を遂行する。

第4条 (特別委員会)特別委員会の設置に関する事項は、必要に応じて委員会が定める。

第5条 (慶弔)会員等の慶弔についての規定は別に定める。

第6条 (改正)本細則の改正は、運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

P T A 慶弔に関する内規「細則・第5条(慶弔)付帯規約」

第1条 神奈川県立横須賀明光高等学校 P T A は、会員・生徒等において、慶弔・見舞い・餞別を必要とする場合の内規を定める。

第2条 会員並びに生徒の慶弔・見舞い・餞別の基準を次の通り定める。

(1) 会員及びその近親者が死亡した場合

ア 保護者 生花(時価)と香典 (1万円)

イ 生徒 生花(時価)と香典 (1万円)

ウ 教職員

①本人 生花(時価)と香典(1万円)

②配偶者 生花(時価)と香典(5千円)

③親と子供 生花(時価)と香典(5千円)

(2) 生徒並びに教職員が事故・災害等を受けた場合、その内容を検討し、見舞金を贈る。

(3) その他特別の場合は、役員会で協議のうえ決めるものとする。

(4) 内規の執行に際しては、返礼は受けない。

第3条 本内規の改正は、運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(改正・施行) 平成28年5月27日